

# 現行法の課題と改正法案の内容・効果① / ⑤

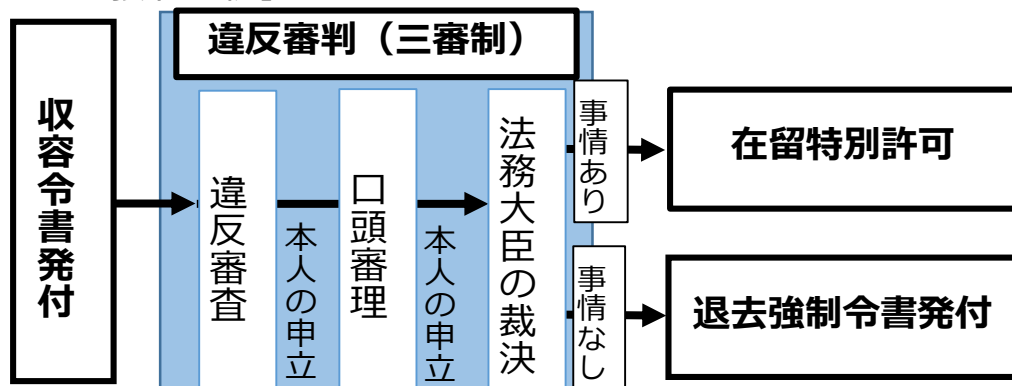
	現行法	課題	改正法案	効果	
庇護・在留を認めるべき者を適切・迅速に判別	在留特別許可	違反審判手続（三審制）の最終段階で法務大臣が広範な裁量により判断（本人の申請手続はない）（第50条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断過程・理由が不透明</li> <li>在留特別許可を期待して送還忌避</li> <li>違反事実に争いがなくても三審を経ないと許可できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>考慮事情を明確化</li> <li>本人の申請を認めるなどの手続を整備（違反事実を認めれば、三審を経なくても許可が可能）（第50条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留の許否を迅速かつ的確に判断</li> <li>在留の許否の予見可能性が高まる</li> <li>不服申立を重ねる必要がなくなり、違反審判手続が迅速化</li> </ul>
	難民認定手続（迅速化）	難民認定申請者は、難民認定手続において、在留特別許可も判断（第61条の2の2第2項）	在留特別許可目的の難民認定申請を誘発	難民認定手続から在留特別許可の判断を分離（在留特別許可申請に一本化）（第61条の2の2第2項の削除）	在留特別許可目的の難民認定申請が減少し、難民認定手続が迅速化
	補完的保護対象者	紛争避難民等を保護対象として法律上認定する制度なし（※1）	どのような場合に保護されるのが不明確	補完的保護対象者（※2）の定義・認定手続を創設（第2条第3号の2/第61条の2第2項）	難民に準じて庇護すべき者の一層の保護

## 参考

※1 現在は、本国情勢等に鑑み、人道上の配慮が必要と認められる場合に在留を許可（令和元年：10人）

※2 補完的保護の仕組みは、欧州諸国のほかオーストラリア、カナダ等にもあり。

### 【現行の退去強制手続】



### 【現行の難民認定手続】

